

平成30年産以降の米政策の見直しに係る基本方針

平成29年5月8日

埼玉県農業再生協議会

平成30年産から行政による生産数量目標の配分が廃止され、農業者や集荷業者は自らの経営判断や販売戦略に基づき、生産・販売する作物を決定することになり、今後ますます需要に応じた米生産に取り組んでいく必要がある。

そこで、県再生協議会では、水田のフル活用を推進するとともに、主食用米と麦・大豆や飼料用米等の戦略作物を組み合わせた生産性の高い農業が営まれ、農業者の経営安定が図られるよう、関係機関・団体が一丸となって以下の取組を推進する。

1 需要に応じた米生産の推進

(1) 平成30年産以降も需要に応じた米生産が行えるよう、次のとおり生産数量目標の代替となる数値を設定し、地域再生協議会に情報提供を行う。

ア 名称 「生産の目安」

イ 提示の種類 「生産の目安(kg)」とあわせて面積換算した「生産の目安(m²)」

ウ 算定方法

これまでの国から県への配分方法に倣い、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」で示す本県の過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアを国が示す全国の需要見通し数量に乗じて本県の需要量を算定する。

なお、需要に応じた米生産を目的とすることから、需要実績は直近の過去6年を使用する。

各地域再生協議会毎の生産の目安は、本県の需要量に各市町村の前年の生産数量目標（生産の目安）のシェアを按分して算出する。

エ 提供方法及び時期

生産の目安は、「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が示された後の毎年12月に作成し、その後県再生協議会から地域再生協議会へ情報提供する。

提供された生産の目安は、地域再生協議会から各生産者まで提供されることが望ましいが、地域毎に米の生産状況が異なることから、提供の実施も含め地域再生協議会の判断で決めることとする。

(2) 消費者・実需者ニーズに対応した米生産の推進するため、次の事項を実施する。

ア 消費者・実需者ニーズの高い品種への集約

小売店や卸業者等との情報交換を行い、よりニーズの高い品種を見極め、県が作成する生産振興方針と連携し、売れる米生産を推進する。

イ 良食味米の生産拡大

県や全農埼玉県本部と連携し、良食味を目的とした栽培ごよみを作成して生産者に普及啓発を行い、良食味米の生産拡大を図る。

ウ 契約栽培の推進

全農埼玉県本部と連携し、生産者の安定した経営確保のため、販売先との連携による収穫前契約、販売先・最終実需者を特定した播種前・複数年契約など、積極的な契約栽培の推進を図る。

2 戦略作物の生産拡大の推進

(1) 非主食用米

地域の水田農業に関わる関係者が一体となって、米の需給動向や地域特性を十分に踏まえた主食用米や新規需要米などの米づくりを基本とすることとし、非主食用米の取組については、米粉用米・加工用米・備蓄米を優先的に取り組んだ上で、需要が見込まれる飼料用米の生産拡大を推進する。

(2) 麦類・大豆

県の生産振興方針に基づき麦類・大豆の作付拡大を推進し、水田をフル活用した食料自給率・自給力向上を図るとともに、あわせて二毛作助成を活用した農業所得の向上を図る。

3 水田農業における担い手の育成と経営の安定化

需要に応じた主食用米の生産に加え、産地交付金を活用して飼料用米など非主食用米等の導入を推進するとともに、水田経営に対するセーフティーネット対策などへの加入を推進し、経営の安定化を図っていく。

4 その他需要に応じた生産のための情報提供

需要に応じた米生産を実現するため、国から提供される需要実績等の情報について、必要に応じて県再生協議会から地域再生協議会へ提供する。

5 その他

この基本方針については、全国の米の需給状況や社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行うこととする。